

山陽小野田市農業委員会

第6回

総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和5年12月13日午後1時30分から午後2時15分

2. 開催場所 山陽小野田市保健センター2階 集団指導室

3. 出席委員

会 長	1	田 尾 光 一
会長職務代理者	1 4	五十嵐 奨
委 員	2	二 井 一 夫
	3	藤 井 豊
	4	森 田 祐 三
	5	田 中 覺
	6	相 本 まゆみ
	7	中 島 由紀子
	8	緒 方 始
	9	藤 田 勲
	1 0	池 田 直 美
	1 1	辻 村 勝 好
	1 2	村 上 雅 彦
	1 3	國 吉 彰

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第 19号 農地法第3条 権利の移動

議案第 20号 農地法第5条 転用を目的とする権利移転

議案第 21号 現況証明願い

報告第 10号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第 22号 農用地利用集積計画について

議案第 23号 農用地利用集積等促進計画(配分)の案について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 幡 生 隆太郎

事務局次長 銭 谷 憲 典

事務局職員 伊 藤 敦

7. 議会の概要

議長	<p>定刻になりましたので、只今より第 6 回山陽小野田市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>(起立、礼、着席)</p> <p>本日の欠席委員はありません。</p> <p>それでは議事日程のとおり進めてまいりたいと思います。</p> <p>本日の議事録署名委員は 10 番池田委員と 11 番辻村委員にお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議案第 19 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
局次長	<p>今月の農地法第 3 条の許可申請は 4 件です。</p> <p>議案第 19 号番号 11 について議案書をもとに説明いたします。</p> <p>2 ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、 から へ約 k m に位置する農用地区域内農地です。申請内容は下表のとおりです。</p> <p>公図は 3 ページをご覧ください。</p> <p>本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。</p>
議長 12 番	<p>次に現地調査報告をお願いします。</p> <p>1 2 月 5 日に國吉委員と事務局 2 名、私の 4 名で現地の確認をいたしました。</p> <p>ここは下村地区で周辺の状況は全て耕作されております。</p> <p>申請地については田で使用されています。</p> <p>譲渡人は遠距離であるため譲渡することです。</p> <p>譲受人は 2.9 ヘクタールを既に耕作されており、機械等をお持ちなので耕作は可能と思います。</p> <p>現地報告は以上で終わります。</p>
議長	<p>何か質問はありませんか。</p> <p>無いようでしたらこれより採決に入ります。</p> <p>議案第 19 号番号 11 に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全委員挙手)</p> <p>全員賛成により原案どおり承認することといたします。</p> <p>次に番号 12 について事務局の説明を求めます。</p>

局次長

議案第 19 号番号 12 について議案書をもとに説明いたします。
4 ページをご覧ください。

申請地は、 から へ約 k m に位置する農用地区域内農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は 5 ページをご覧ください。

本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

議長
12 番

次に現地調査報告をお願いします。

同じく 12 月 5 日に現地を確認しました。

周辺は全て耕作されており、申請地については市道を挟んで東西の土地です。

両方とも畑と田として利用されております。

高齢のために譲渡するということです。

譲受人は 1.4 ヘクタール耕作されており、機械もお持ちなので耕作可能だと思います。

以上で報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 19 号番号 12 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 13 と「現況証明願いについて」議案第 21 号番号 10 は関連しますので、一括して事務局の説明を求めます。

局次長

議案第 19 号番号 13 と、「現況証明願いについて」議案第 21 号番号 10 は関連しますので、一括して説明します。

最初に、議案第 19 号番号 13 について議案書をもとに説明いたします。
6 ページをご覧ください。

申請地は、 から へ約 k m に位置する第 1 種農地と第 2 種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は 7 ページと 8 ページです。

本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

次に、「現況証明願い」、議案第 21 号番号 10 について議案書をもとに説明いたします。

議長
13 番

29 ページをご覧ください。

申請地は、第 1 種農地です。

申請内容は下表のとおりです。公図は 30 ページをご覧ください。

本件は、昭和 58 年頃に申請者の父親が農地転用の許可を得ずに、農業用倉庫を建てたもので、現在も農業用倉庫として使われています。

今後も農地として利用が困難なため、非農地証明に至ったものです。

次に現地調査報告をお願いします。

報告させていただきます。

場所は、[] になります。

番号 1、[] の物件ですが、周辺は、畑および休耕地に囲まれています。

[] のほうは、山林に囲まれて、谷あいの農地となっております。

申請地の状況は [] は、畑で野菜等が植えられています。

[] は、もう荒廃地というような格好になっております。

譲渡人は、遠方なのでちょっと管理が出来ないということで、譲渡したいそうです。

譲受人のほうは、自分が持っているアパートの隣接地ということと、母親の自宅の近くということで譲り受けて野菜等を作っていくという格好になろうと思います。

以上で 3 条の方の現地報告を終わります。

続いて現況証明の現地調査報告に移りますが、場所は [] で、今の農地に倉庫があるのですが、事務局から説明がありましたように申請地は昭和 58 年に農業用倉庫が建てられて現在に至ります。

周辺の状況は、西側に市道が走っておりまして東側には遊休農地等が広がっております。

南側には今説明しました畑があります。

申請地の状況は、現在も農業用倉庫が建っている状況になります。

水利関係については何も問題ないと思います。

以上のことから農地性はないと思います。

現地報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 19 号番号 13 及び議案第 21 号番号 10 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 14 について事務局の説明を求めます。

局次長

議案第 19 号番号 14 について議案書をもとに説明いたします。

9 ページをご覧ください。

本件は、今年の 5 月の総会ですでに議決をいただいているものですが、許可後に法務局で所有権移転の登記をする前に、譲り渡し人がお亡くなりになりました。

申請人の■■■■さんは前所有者の■■■さんで、相続でこの農地を取得された場合は前の許可書で登記の方もできるのですが、この方の場合特定遺贈で登記名義の変更をされており、法務局が前の所有者への許可書は使えないということで、再度、■■■さん名義で許可申請をされたものです。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 19 号番号 14 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に議案第 20 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

局次長

今月の農地法第 5 条の許可申請は 4 件です。

議案第 20 号番号 18 について議案書をもとに説明いたします。

13 ページをご覧ください。

申請地は、■■■■から■■■へ約■■■k mに位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は 14 ページ、土地利用図は 15 ページをご覧ください。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長

12 番

次に現地調査報告をお願いします。

1 2 月 5 日に現地を確認しました。

東側と北側が道路、南側が畑と保全管理となっております。

申請地は保全管理中でした。

雨水の処理については北側の市道の道路側溝に排水いたします。

汚水については合併槽で処理します。

埋立につきましては、南側が低いため南側に約 1 メートルぐらいの盛土を入れるということで、南側のほうについても路肩については現状のまま盛り土をされるそうです。

境界については境界杭、既設構築物等で確認しました。
以上のことから問題ないと思います。現地報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。
無いようでしたらこれより採決に入ります。
議案第 20 号番号 18 に賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により原案どおり承認することといたします。
次に番号 19 について事務局の説明を求めます。

局次長 議案第 20 号番号 19 について議案書をもとに説明いたします。
16 ページをご覧ください。
申請地は、■■■■から■■■■へ約 ■■■■k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。
申請内容は下表のとおりです。
公図は 17 ページ、土地利用図は 18 ページをご覧ください。
本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。
13 番 報告いたします。
周辺の状況は、北側には小さい川が通っております。
東側には道路が通っております。
南側と西側につきましては既に太陽光が設置されている状況です。
申請地の状況につきましては、草刈りが済んだ状態でした。
雨水に関しましては周辺の水路に排水します。
汚水に関しましては発生しません。
埋立は行いません。
境界につきましては境界杭や畦畔等で確認ができました。
以上のことから特に問題ないと思います。以上で終わります。

議長 何か質問はありませんか。
無いようでしたらこれより採決に入ります。
議案第 20 号番号 19 に賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により原案どおり承認することといたします。
次に番号 20 について事務局の説明を求めます。

局次長 議案第 20 号番号 20 について議案書をもとに説明いたします。
19 ページをご覧ください。
申請地は、■■■■■■■■■■から■■■■へ約 ■■■■k m に位置する公共投資の対象

となっていない小団地の第2種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は20ページ、土地利用図は21ページをご覧ください。

本件は、立地基準及び一般基準に照らし、第2種農地の許可基準を満たしていると考えられます。

議長
12番

次に現地調査報告をお願いします。

12月5日に現地を確認しました。

■■■■地区です。

周辺の状況は東側が宅地、南側が長狭物、赤地青地です。

西側が宅地、北側が畑地となっております。

雨水については道路側溝赤地の横にある青地水路に流します。

汚水についてはありません。

埋め立てもしません。

進入路が狭いんですけど、赤地道が西から南北に通ってますけど、この赤地道から境界から50センチくらい避けて離してフェンスを建てて外周をフェンスで囲むそうです。

境界につきましては、現況の畦畔で確認いたしました。

以上のことから問題はないと思います。

現地報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無ければ私からよろしいですか。

排水はこれみなきちっと流れるのかなあ。排水、あれ進入路か。一個は。進入路やね。進入路で入って排水が一番高いところは交差点みたいなところが一番高いところ。

12番

赤地と青地は、東西に流れる物が一緒にくっついて並んで入ってます。北側にあるのが赤地だけです。

今言いましたようにそういった長狭物から50cm離してフェンスで囲むということでした。

局次長

排水の関係は21ページをご覧ください。

議長

排水路は21ページ関係やけど、排水はきちんとできるのですか。

■■■■の横の矢印と■■■■から■■■■にかけての矢印の向きが違うのですがこれであってますか。あ、この矢印は進入路の矢印ですか。

12番

■■■■が北側なんですけど、これが一番高いところにありますから、これから流れていきます。

局長

ちょっとあの図面を拡大してください。拡大したら、色がちょっと違うので、そこで判断してもらったらと思います。

議長 わかりました。
他に何か質問はありませんか。
無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 20 号番号 20 に賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により原案どおり承認することといたします。
次に番号 21 について事務局の説明を求めます。

局次長 議案第 20 号番号 21 について議案書をもとに説明いたします。
22 ページをご覧ください。
申請地は、■■■■から■■■■へ約 ■■■■k mに位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。
申請内容は下表のとおりです。
公図は 23 ページ、土地利用図は 24、25 ページをご覧ください。
本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。
13 番 それでは報告いたします。
周辺の状況につきましては東側に■■■■が走っております。
北側西側南側には住宅地で囲まれております。
既に太陽光が点在している地域で、約 9ha の土地になりますが、この間見たときは二町ぐらいは耕作されたような跡がありました。
申請地の状況につきましては、草刈りが終わっていました。
雨水に関しましては周辺の水路に流していくと。
汚水は発生しない、埋め立てもなしということです。
進入路は、南側の方から進入をしていくということになります。
境界につきましては、既設構造物なり畦畔等で確認ができました。
以上のことから特には問題ないと思います。

議長 これで報告を終わります。
質問はありませんか。なければ私から質問ですが、23 ページの■■■■と■■■■は荒廃地ですか。

局次長 もう一度お願いします。

議長 ■■■■と■■■■です。

13 番 ■■■■は太陽光です。

議長 太陽光が入ってるんですか。

局次長 はい。

議長 このあたり一帯が全部一体になるのですね。

局次長 もう一度お願いします。

議長 一体になるのですね。

局次長 はい。

13番 〇〇、〇〇は太陽光ですよ。

議長 なるほど。ちなみに同じ会社ですか。

局次長 議長、会社は違うそうです。

議長 会社が違うのですか。

局次長 別の会社です。

議長 わかりました。

他に何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第20号番号21に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に議案第21号「現況証明願いについて」を上程します。

事務局の説明を求めます。

局次長 今月の「現況証明願い」は3件です。番号10については採決が終わっています。

議案第21号番号9について議案書をもとに説明いたします。

27ページをご覧ください。

申請地は、〇〇から〇〇へ約〇〇k mに位置する第3種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は28ページをご覧ください。

本件は、昭和53年に農地法の許可を得ずに、その土地を貸していた人が住宅を建てて、その後、何度か増築をした後に亡くなり、現在は空き家となっています。

今後も農地としての利用が困難なため、非農地証明に至ったものです。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

12番 12月5日に現地の確認をいたしました。

現状、現地は周りが全部宅地になっております。

それと南側が道路と水路です。

今、事務局から説明がありましたように、所有者がいないということと、借受人がいないということと、もう宅地化されているということで、農地性はないと思われます。以上で報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 21 号番号 9 に賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により原案どおり承認することといたします。
次に番号 11 について事務局の説明を求めます。

局次長 議案第 21 号番号 11 について議案書をもとに説明いたします。
31 ページをご覧ください。
申請地は、 から へ約 k m に位置する第 2 種農地です。
申請内容は下表のとおりです。
公図は 32 ページをご覧ください。
本件は、平成元年頃、申請地に隣接する会社から事業用地として貸して欲しいとの依頼があり、農地法の手続きを経ずに資材置場として賃貸し、現在に至るものです。
今後も農地としての利用が困難なため、非農地証明に至ったものです。

議長 次に現地調査報告をお願いします。
12 番 1 2 月 5 日に現地を確認しました。
 地区です。
周辺については今言いましたように事業所として利用されているその中の一体化部分で、平成元年頃から一体化してる状態だということです。
赤地道等がちょっと北側にありますが、現況の確認はいたしました。
以上のことから農地性はないと思います。現地報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。
無いようでしたらこれより採決に入ります。
議案第 21 号番号 11 に賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により原案どおり承認することといたします。
次に報告第 10 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の説明を求めます。

局次長 33 ページをご覧ください。
今月の農地法第 18 条第 6 項の規定による通知は、番号 16 から 23 までの 8 件で、現契約を合意により解約するものです。
ご審議の程お願いします。

議長 何か質問はありませんか。
無いようでしたら報告第 10 号は原案どおり処理いたします。
次に、議案第 22 号「農用地利用集積計画」を上程します。
事務局の説明を求めます。

局次長 35 ページから 38 ページをご覧ください。

議案第 22 号農用地利用集積計画について議案書をもとに説明します。
今月の農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条により、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく農用地利用集積計画は、整理番号 230 番から 248 番までの 19 件、40 筆、64,238 m²でございます。

議長

ご審議の程お願いします。

何か質問はありませんか。

無いようでしたら採決に入ります。

賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により、議案第 22 号は原案どおり決定することとします。

次に、議案第 23 号「農用地利用集積等促進計画（配分）（案）」を上程します。

局次長

事務局の説明を求めます。

40 ページをご覧ください。

議案第 23 号「農用地利用集積等促進計画（配分）（案）」について、議案書をもとに説明します。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、令和 5 年 11 月 30 日付けで山陽小野田市長から意見を求められている案件は、整理番号 98 番から 103 番の 6 件、6 筆、22,466 m²でございます。ご審議の程お願いします。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたら採決に入ります。

賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により、議案第 23 号は原案どおり了承することとします。

以上で本日の議案及び報告の審査はすべて終了しました。

局次長

次回の現地調査は、1 月 5 日(金) 9 時から、田尾会長と中島委員でお願いします。

第 7 回総会は、1 月 12 日(金)13 時 30 分からで、会場は保健センター 集団指導室です。以上です。

議長

以上をもちまして第 6 回山陽小野田市農業委員会総会を終了いたします。

(起立、礼) お疲れ様でした。

午後 2 時 15 分 閉会

令和 年 月 日

山陽小野田市農業委員会

会 長

議事録署名委員

1 0 番委員

議事録署名委員

1 1 番委員
